

給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について

1 給与支払報告書の提出対象者

令和7年1月1日現在、福岡市に住所のある方で、令和6年1月から令和6年12月まで（以下、「令和6年中」と表記します。）に給与等を支払った方全員について、提出してください。

特別徴収の実施には、給与支払報告書の提出が必要です

給与支払額が2千万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告される方についても、給与支払報告書の提出が必要です。また、令和6年中に退職された方で、支払額が30万円を超える方については提出の義務があります。なお、30万円以下の退職者の給与支払報告書につきましても、適正課税のためできる限り提出にご協力をお願いします。

ご注意ください

- ① 給与支払報告書は1人1枚で提出してください！ →詳細は2ページ
3枚複写の場合は、1枚目（青色）が提出用です。
- ② 給与所得者の住民税の徴収方法は特別徴収が原則です。 →詳細は3ページ
普通徴収とするには、「普通徴収申請書」が必要です。
- ③ 給与支払報告書の記載誤りにご注意ください。 →詳細は4・5ページ
- ④ 氏名・住所・生年月日の再チェックをしてください。 →詳細は4ページ
1月1日時点の住所は正しいですか。
外国籍の方の名前及び生年月日の記載は、特にご注意ください。
- ⑤ 手続きの電子化にご協力をお願いします。 →詳細は7ページ
（一部の事業所は、電子化が義務付けられています。）
- ⑥ 期限を過ぎて提出された場合は、課税の通知や証明発行が遅れます。

2 提出先の市町村

従業員の方の令和7年1月1日現在の住所を確認いただき、住所地の各市町村へ提出してください。退職された方につきましては、退職時の住所地の各市町村へ提出してください。

※住所地とは、原則住民票がある住所地をさしますが、実際に居住している住所地在住民票と異なる場合は、日常生活の中心である住所地をさします。ただし、週末など勤務を要しない日には毎週必ず家族のもとで生活を共にしているような方で、住民票が家族のものの市町村にある場合は、住民票の住所地となります。

3 提出期限

令和7年1月31日（金）必着

期限直前は大変混み合います。受付は1月6日から行いますので早めの提出にご協力ください。
期限後の提出は、税額通知書の送付が遅くなり、
6月からの徴収開始ができないことがあります。

4 福岡市の提出（郵送）先・問い合わせ先

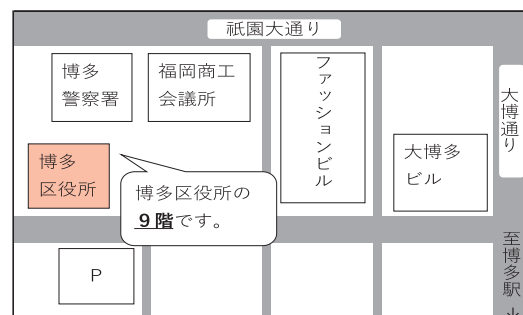
福岡市 財政局 法人税務課 特別徴収係

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号

博多区役所 9階

電話 092 (292) 3259

受付時間：8時45分～17時15分（土日祝日年末年始を除く）



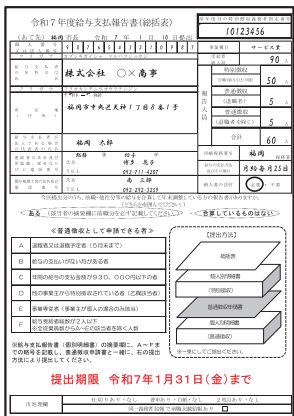
5 給与支払報告書の提出方法について

○個人別明細書は、1人につき1枚の提出をお願いします。

○総括表、個人別明細書、普通徴収申請書を、下記の順番に並べて提出してください。

①を表紙に、②～④の括りを上から順番に重ね、一束にしてください。

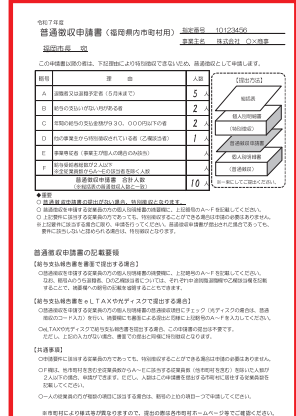
①総括表



②特別徴収分
個人別明細書



③普通徴収
申請書



④普通徴収分
個人別明細書



1人1枚

1人1枚

※書類の記載や添付漏れ等、この順に並べて提出されないと、正しい徴収区分とならない場合があります。

6 給与支払報告書（総括表）の書き方について

○総括表は、特別徴収義務者指定番号があらかじめ印刷された「福岡市提出用 総括表※」を使用してください。それ以外の総括表を使用する場合は、余白に指定番号、特別徴収及び普通徴収の人員を明確に記載いただくよう、ご協力をお願いします。

※令和7年度の総括表については、12月に送付します。指定番号が印刷された総括表がお手元がない場合は、8ページの総括表を切り取って、使用してください。

※市内全区分の給与支払報告書を、必ず総括表1件にまとめて提出してください。(区ごとに分けて提出しないようにしてください。)

令和7年度給与支払報告書(総括表)															前年度分の特別徴収義務者指定番号	
(あて先) 福岡市長 令和7年1月10日提出															10123456	
個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 フリガナ カシキガイシャ マルバウジョウジ 給与支払者の氏名 株式会社 ○×商事 フリガナ ケイコカンシユウオウカンジン 〒610-8620 所在地(住所) 福岡市中央区天神1丁目8番1号 給与支払者又は法人である場合の代表者の氏名 福岡 太郎 連絡者の氏名及び所属、係名並びに電話番号 氏名 結藤 隆 給与 係 TEL 092-711-4207 関与税理士等の氏名及び電話番号 氏名 南 三郎 TEL 092-292-3259 事業種目 サービス業 受給者総人員 90 特別徴収 在職(給与引可) 50 普通徴収 (退職者) 5 普通徴収 (退職者を除く) 5 合計 60 所轄税務署名 福岡 税務署 給与の支払方法及びその期日 月給毎月25日 納入書の送付 必要																

今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整している方の報告書がありますか。
(どちらかを囲んでください。)

ある (該当者の摘要欄に前職分を必ず記載してください) 合算しているものはない

●前職分等合算確認欄

今回提出する給与支払報告書のうち、前職分等の他社支払給与を合算して年末調整しているものがあれば、必ず該当者の個人別明細書摘要欄に、その合算した他社分給与について、「事業所名」、「給与支払額」、「社会保険料額」等を記載してください。

※eLTAxの場合は、必ず「他の支払者」欄に入力してください。他の欄に入力された場合は、税額が正しく算定できなくなります。

●前年度分の特別徴収義務者指定番号

提出先市町村の令和6年度特別徴収義務者指定番号を記載して下さい。令和6年中に新設された場合は、「新規特別徴収」と記載してください。

●受給者総人員

令和7年1月1日現在において、福岡市外の受給者も含めた給与等の支払いをしている総人員数(令和6年中退職者は除く)を記載してください。

●報告人員

今回提出分給与支払報告書のうち下記の人数を記載してください。

◆特別徴収

住民税を6月から貴事業所で給与引去できる人数。**在職の方は原則、特別徴収となります。**

◆普通徴収(退職者)

退職者(または退職予定者)で、**普通徴収申請書の略号A**に記載した人数。

◆普通徴収(退職者を除く)

特別徴収できない理由の退職者以外で、普通徴収申請書(略号B～F)に記載した人の合計の人数。

7 特別徴収の徹底と普通徴収申請書等の書き方について

○住民税の特別徴収の徹底について

- ・福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を推進しており、従業員の方の給与所得に係る住民税の徴収方法は原則特別徴収となります。
- ・特別徴収が困難な理由（下記略号A～F）に該当する従業員の方について**普通徴収とする場合は、必ず「普通徴収申請書」を提出**してください。併せて該当の方の各給与支払報告書（個人別明細書）の**摘要欄に、特別徴収が困難な理由の略号A～Fと略語（退職予定等）を必ず記載**してください。
- ・普通徴収申請書の提出がない、または記載漏れがある場合や、摘要欄に理由の記載がない場合は、**特別徴収として取り扱うこととなります**ので、漏れなく記載のうえ必ず提出してください。

普通徴収申請書 記載例

令和7年度
普通徴収申請書（福岡県内各市町村用） 指定番号 10123456
福岡市長 宛
事業主名 株式会社 ○×商事

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人 数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	5人
B	給与の支払いがない月がある者	2人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	2人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	1人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	1人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	10人

普通徴収申請書 合計人数
(※総括表の普通徴収人数と一致)

◆重要
○普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。
○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。
○上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができるとは申請の必要はありません。
※上記要件に該当する場合に限り、申請を行ってください。普通徴収申請書が提出された場合であっても、要件に該当しないと認められる場合は、特別徴収となります。

【提出方法】
総括表
個人別明細書
(特別徴収)
普通徴収申請書
個人別明細書
(普通徴収)
※一併してご提出ください。

給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 記載例

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄

受給者番号 00100
個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
役職名 フクオカ ハナコ
氏名 福岡 花子

住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡マンション501号

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与	800,000	250,000	544,500	0

源泉徴収対象
配偶者の数
老人 特定 老人 その他
有 従有

社会保険料控除等の金額 64,500
生命保険料の控除額
地震保険料の控除額
住宅借入金特別控除の額

(摘要) A 退職予定(R7年3月31日)

●普通徴収申請書 と 給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 の記載について

- ・「普通徴収申請書」に下記「特別徴収が困難な理由（略号A～F）」ごとの人数を記載し、その合計を「普通徴収申請書 合計人数」に記載します。
- ・該当する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、該当する「理由」の略号A～Fと略語を記載します。
- ・福岡県内統一基準である下記の略号A～F以外の理由は、普通徴収とすることはできません。
- ・一人の従業員の方が複数の「理由」に該当する場合は、上位の略号（Aが最上位）と略語のみ記載します。
- ・前年退職者（略号Aに該当）、乙欄該当者（略号Dに該当）については、それぞれ中途就職退職欄や乙欄該当欄を記載することで、摘要欄への略号の記載を省略することができます。

● 特別徴収が困難な理由（普通徴収申請理由） — 福岡県内統一基準 —

略号	理 由	内 容	略 語
A	退職者又は令和7年5月末までの退職予定者	令和6年12月31日までの退職者、または令和7年5月31日までに退職予定の方。	・退職予定(令和7年〇月〇日) ※令和6年中の退職の場合は、「中途就・退職欄」の退職欄に〇及び日付を記載してください。
B	給与の支払いがない月がある者	給与の支払いが隔月や季節払いであるなど、毎月の支払いではない方。または繁忙期だけの勤務であるなど支払いが不規則である方。(アルバイト・パートの方であっても、通年で毎月給与支払いのある方は特別徴収となります。)	・給与年〇回払 ・毎月給なし ・日給内欄 ・休職
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	今回提出の給与支払報告書の支払金額が930,000円以下の方。	・93万円以下
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	貴事業所が従たる給与(乙欄)の支払いをする方のうち、他の事業所(主たる給与支払者)において特別徴収が行われる方。	・乙欄該当
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)	所得税の青色(または白色)申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方。	・専従者
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	令和7年1月1日現在において、福岡市以外の給与受給者も含め、総人員が2人以下の事業所については、普通徴収とすることができます。	・2人以下

e L T A Xや光ディスクで提出する場合は普通徴収申請書の提出は不要です

普通徴収とする従業員の方の個人別明細書の**普通徴収項目にチェック(光ディスクの場合は普通徴収のコード入力)を行い、摘要欄に上記略号A～Fを入力してください。**この入力がない場合、書面での提出の場合と同様に**特別徴収となります。**

8 給与支払報告書（個人別明細書）の記載について

①⑬住所・氏名・生年月日欄

◆令和7年1月1日現在の住所を本人（従業員）に確認の上記載してください。令和7年度の住民税は令和7年1月1日現在の住所で課税されます。正確な住所を記載してください。

◆電算処理しますので、氏名のフリガナ、生年月日、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認のうえ、必ず記載してください。

記載誤りや記載漏れがあった場合、重大な課税誤りが発生する可能性があります。

④摘要欄

◆中途就職者で前職分の給与と合算している場合

「前職分の会社名、給与支払額、社会保険料等の金額」を記載します。
（eLTAXの場合、「他の支払者」欄に入力してください。）

◆同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。

（例）博多 花子（同配）

◆年末調整が済んでいない場合

・「年末調整未了」と記載します。

◆住民税を特別徴収できないため普通徴収とする場合

・3ページ「7 特別徴収の徹底と普通徴収申請書等の書き方について」を参照してください。

◆退職手当のある配偶者（退職所得を除く合計所得が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除く合計所得が48万円以下）がいる場合は、その者の氏名（氏名の前に（退）と記載）、続柄、生年月日、障がい区分、国外居住の状況、退職所得を除く合計所得を記載してください。また納税者本人が寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨も記載してください。

⑤生命保険料の金額の内訳欄

◆令和6年中に支払った生命保険料がある場合、各種保険料の支払金額を記載します。

※正しい控除額の計算ができない場合がありますので、必ず記載して下さい。

※介護保険法の規定による介護保険料は、「社会保険料控除」の対象です。

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>① 住所</td> <td colspan="3">福岡市中央区天神1丁目8番1号 福博マンション1001号</td> <td>⑬ 受給者番号</td> <td colspan="3">00005</td> </tr> <tr> <td>② 氏名</td> <td colspan="3">福岡 太郎</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</td> </tr> </table>										① 住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号 福博マンション1001号			⑬ 受給者番号	00005			② 氏名	福岡 太郎			⑭ 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																																																																		
① 住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号 福博マンション1001号			⑬ 受給者番号	00005																																																																																																				
② 氏名	福岡 太郎			⑭ 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																																																																																				
種類	支払金額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）	所得控除の合計額	源泉徴収額																																																																																																					
給与	12 000 000	9 900 000	3 209 534	694 700																																																																																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">源泉控除対象配偶者の有無</td> <td colspan="2">配偶者（特別）控除の額</td> <td colspan="4">控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）</td> <td colspan="2">障害者の数</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>従有</td> <td>老人</td> <td>控除の額</td> <td>特定</td> <td>老人</td> <td>その他</td> <td>障害者の数</td> <td>特別</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>②</td> <td>130 000</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>										源泉控除対象配偶者の有無		配偶者（特別）控除の額		控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）				障害者の数		有	従有	老人	控除の額	特定	老人	その他	障害者の数	特別	その他	○	②	130 000	1	1	2	1	1	1	1																																																																		
源泉控除対象配偶者の有無		配偶者（特別）控除の額		控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）				障害者の数																																																																																																	
有	従有	老人	控除の額	特定	老人	その他	障害者の数	特別	その他																																																																																																
○	②	130 000	1	1	2	1	1	1	1																																																																																																
社会保険料控除等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額																																																																																																					
759 534		100 000	50 000	230 000																																																																																																					
④ 前職分：×〇物産（株） 給与収入3,513,000円 社会保険 309,717円																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>生命保険料の金額の内訳</td> <td>⑤ 新生命保険料の金額</td> <td>144,000</td> <td>介護医療保険料の金額</td> <td>0</td> <td>新国民年金の金額</td> <td>0</td> <td>旧国民年金の金額</td> <td>132,000</td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等特別控除の額の内訳</td> <td>⑥ 住宅借入金等特別控除適用額</td> <td>1</td> <td>居住開始年月日（1月1日）</td> <td>30</td> <td>居住開始年月日（1月1日）</td> <td>20</td> <td>居住開始年月日（1月1日）</td> <td>23,000,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>230,000</td> <td>居住開始年月日（1月1日）</td> <td>30</td> <td>居住開始年月日（1月1日）</td> <td>20</td> <td>居住開始年月日（1月1日）</td> <td>23,000,000</td> <td></td> </tr> </table>										生命保険料の金額の内訳	⑤ 新生命保険料の金額	144,000	介護医療保険料の金額	0	新国民年金の金額	0	旧国民年金の金額	132,000	住宅借入金等特別控除の額の内訳	⑥ 住宅借入金等特別控除適用額	1	居住開始年月日（1月1日）	30	居住開始年月日（1月1日）	20	居住開始年月日（1月1日）	23,000,000		230,000	居住開始年月日（1月1日）	30	居住開始年月日（1月1日）	20	居住開始年月日（1月1日）	23,000,000																																																																						
生命保険料の金額の内訳	⑤ 新生命保険料の金額	144,000	介護医療保険料の金額	0	新国民年金の金額	0	旧国民年金の金額	132,000																																																																																																	
住宅借入金等特別控除の額の内訳	⑥ 住宅借入金等特別控除適用額	1	居住開始年月日（1月1日）	30	居住開始年月日（1月1日）	20	居住開始年月日（1月1日）	23,000,000																																																																																																	
	230,000	居住開始年月日（1月1日）	30	居住開始年月日（1月1日）	20	居住開始年月日（1月1日）	23,000,000																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>⑦ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 春子</td> <td>⑧ 配偶者の合計所得</td> <td colspan="3">380,000</td> <td>⑨ 国民年金保険料等の金額</td> <td>166,200</td> <td>⑩ 旧長期障害保険料の金額</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td>⑪ 個人番号</td> <td colspan="3">2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</td> <td>⑫ 基礎控除の額</td> <td colspan="3">150,000</td> <td>⑬ 所得金額</td> <td colspan="3">150,000</td> </tr> </table>										⑦ 氏名	福岡 春子			⑧ 配偶者の合計所得	380,000			⑨ 国民年金保険料等の金額	166,200	⑩ 旧長期障害保険料の金額	22,000	⑪ 個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			⑫ 基礎控除の額	150,000			⑬ 所得金額	150,000																																																																										
⑦ 氏名	福岡 春子			⑧ 配偶者の合計所得	380,000			⑨ 国民年金保険料等の金額	166,200	⑩ 旧長期障害保険料の金額	22,000																																																																																														
⑪ 個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			⑫ 基礎控除の額	150,000			⑬ 所得金額	150,000																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>⑪ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 一郎</td> <td>⑫ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 冬子</td> <td>⑬ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 冬子</td> </tr> <tr> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8</td> </tr> <tr> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 ナツコ</td> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 夏子</td> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 夏子</td> </tr> <tr> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> </tr> <tr> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 アキコ</td> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 秋子</td> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3">福岡 秋子</td> </tr> <tr> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6</td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3">5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6</td> </tr> <tr> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3"></td> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3"></td> <td>⑭ 氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3"></td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3"></td> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										⑪ 氏名	福岡 一郎			⑫ 氏名	福岡 冬子			⑬ 氏名	福岡 冬子			⑭ 個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			⑭ 個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			⑭ 個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			⑭ 氏名	福岡 ナツコ			⑭ 氏名	福岡 夏子			⑭ 氏名	福岡 夏子			⑭ 個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			⑭ 個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			⑭ 個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			⑭ 氏名	福岡 アキコ			⑭ 氏名	福岡 秋子			⑭ 氏名	福岡 秋子			⑭ 個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			⑭ 個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			⑭ 個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			⑭ 氏名				⑭ 氏名				⑭ 氏名				⑭ 個人番号				⑭ 個人番号				⑭ 個人番号			
⑪ 氏名	福岡 一郎			⑫ 氏名	福岡 冬子			⑬ 氏名	福岡 冬子																																																																																																
⑭ 個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			⑭ 個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			⑭ 個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8																																																																																																
⑭ 氏名	福岡 ナツコ			⑭ 氏名	福岡 夏子			⑭ 氏名	福岡 夏子																																																																																																
⑭ 個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			⑭ 個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			⑭ 個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5																																																																																																
⑭ 氏名	福岡 アキコ			⑭ 氏名	福岡 秋子			⑭ 氏名	福岡 秋子																																																																																																
⑭ 個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			⑭ 個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			⑭ 個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6																																																																																																
⑭ 氏名				⑭ 氏名				⑭ 氏名																																																																																																	
⑭ 個人番号				⑭ 個人番号				⑭ 個人番号																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>⑫ 中途就・退職</td> <td colspan="3">中途就・退職</td> <td>⑬ 受給者生年月日</td> <td colspan="3">昭和 43 8 2</td> </tr> <tr> <td>⑫ 退職</td> <td colspan="3">退職</td> <td>⑬ 受給者生年月日</td> <td colspan="3">昭和 43 8 2</td> </tr> </table>										⑫ 中途就・退職	中途就・退職			⑬ 受給者生年月日	昭和 43 8 2			⑫ 退職	退職			⑬ 受給者生年月日	昭和 43 8 2																																																																																		
⑫ 中途就・退職	中途就・退職			⑬ 受給者生年月日	昭和 43 8 2																																																																																																				
⑫ 退職	退職			⑬ 受給者生年月日	昭和 43 8 2																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>⑪ 個人番号又は法人番号</td> <td colspan="3">9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7</td> <td>⑫ 住所（居所）又は所在地</td> <td colspan="3">福岡市中央区天神1丁目10番1号</td> </tr> <tr> <td>⑪ 個人番号又は法人番号</td> <td colspan="3"></td> <td>⑫ 氏名又は名称</td> <td colspan="3">株式会社 ○×商事</td> </tr> <tr> <td>⑪ 個人番号又は法人番号</td> <td colspan="3"></td> <td>⑫ 氏名又は名称</td> <td colspan="3">株式会社 ○×商事</td> </tr> </table>										⑪ 個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7			⑫ 住所（居所）又は所在地	福岡市中央区天神1丁目10番1号			⑪ 個人番号又は法人番号				⑫ 氏名又は名称	株式会社 ○×商事			⑪ 個人番号又は法人番号				⑫ 氏名又は名称	株式会社 ○×商事																																																																										
⑪ 個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7			⑫ 住所（居所）又は所在地	福岡市中央区天神1丁目10番1号																																																																																																				
⑪ 個人番号又は法人番号				⑫ 氏名又は名称	株式会社 ○×商事																																																																																																				
⑪ 個人番号又は法人番号				⑫ 氏名又は名称	株式会社 ○×商事																																																																																																				

②⑦（源泉）控除対象配偶者の有無、配偶者（特別）控除の額欄等

◆（源泉）控除対象配偶者がいる場合 ⇒ 「有」に○を記載

・配偶者（特別）控除の額に控除額を記載してください。また、（源泉）控除対象配偶者が70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）の場合は、「老人」にも○を記載してください。

・「氏名」、「フリガナ」、「個人番号（マイナンバー）」及び「配偶者の合計所得」について、⑦に記載してください。

◆（源泉）控除対象配偶者ではなく、配偶者特別控除の対象配偶者がいる場合 ⇒ 「有」に○は不要

・配偶者（特別）控除の額に控除額を記載してください。

・「氏名」、「フリガナ」、「個人番号（マイナンバー）」及び「配偶者の合計所得」について、⑦に記載してください。

※（源泉）控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象配偶者が非居住者（国外居住親族）の場合は、区分の欄に「○」を記載してください。

③⑩控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族（氏名）の欄

特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の人数を記載してください。
 老人扶養親族の内、本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を記載してください。
 老人扶養親族（70歳以上）全員の人数を記載してください。（S30.1.1以前生まれの扶養親族）

（H14.1.2以降～H18.1.1以前生まれの扶養親族）

控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く）						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 （本人を除く）		
特定		老人		その他		1	特別		その他
人	従人	内	人	従人	人		内	人	人
1		1	2			1			

特定・老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の人数を記載してください。

扶養親族で16歳未満（年少扶養親族）の人数を記載してください。
 （H21.1.2以降生まれの扶養親族）

特別障害者の内、同居している人数を記載してください。

（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族である特別障害者の人数を記載してください。

特別障害者以外の障害者である（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族の人数を記載してください。

※「従人」欄に記載された人数は、控除対象にならない場合がありますので、ご注意ください。
 「従人」欄は、従たる給与の支払の場合に、その人数を記載する欄です。

※ ③の扶養親族の人数と⑩の扶養親族の氏名の数は必ず一致するように記載してください。

- ◆控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）がいる場合
- ・扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認の上記載してください。
- ・16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」の欄に「○」を記載し、それ以外の扶養親族が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」の欄に「01～04」を記載してください。

⑥住宅借入金等特別控除の額の内訳の欄

- ◆住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用がある場合は、適用件数、居住開始年月日、区分、住宅借入金等特別控除可能額等を記載します。

- ・「住宅借入金等特別控除区分」欄には、適用を受けている控除の区分を下記のように記載します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む）

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合（バリアフリー、省エネ、多世帯同居改修工事等）

市県民税からは、控除対象外です。

（特）…住宅等を購入した際の消費税が8%もしくは10%の場合に該当し、令和3年末までに契約が締結されているもの

特定取得に該当する場合は、（特）を付記します。（例：一般分の特定取得該当は「住（特）」）

※記載漏れ、誤りがある場合、控除の適用が受けられません。

⑧国民年金保険料等、旧長期損害保険料の欄

- ◆社会保険料控除、地震保険料控除の計算の基礎となった各支払金額の内訳を記載します。

⑨基礎控除の額、所得金額調整控除額の欄

◆基礎控除の額

- ・控除額は原則48万円。ただし、合計所得金額が2400万円を超える場合は段階的に控除額が減少します。

48万円以外だった場合にその金額を記載してください。

◆所得金額調整控除額

- ・適用できるのは、給与収入が850万円を超える方で特別障害者の方、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方、23歳未満の扶養親族を有する方です。控除する金額を記載し、その扶養親族の氏名を摘要欄に記載してください。ただし、控除対象扶養親族欄等ですでに記載している場合は省略可能です。

「給与と所得控除後の金額」は、この欄の「所得金額調整控除額」の金額を控除して記載してください。

⑪本人該当の欄

- ◆本人（従業員）に該当するところがあれば「○」を記載します。

- ・未成年者：H19.1.3以降生まれで未婚の方

- ・寡婦：合計所得金額500万円以下で、配偶者と死別または離婚された方。離婚の場合には、扶養親族がなければ該当しません。

- ・ひとり親：婚姻歴の有無にかかわらず、合計所得金額500万円以下で、総所得金額等48万円以下の子を有する方。

- ・勤労学生：令和6年中の合計所得金額が75万円以下（本人の収入が給与のみの場合、給与収入130万円以下）で、給与と所得等以外の所得が10万円以下の学生

⑫中途就・退職の欄

- ◆令和6年中に就職・退職された場合は、「就職」「退職」いずれかの欄に「○」を付し、その年月日を記載します。就職・退職両方の事由に該当する場合は、後に発生した事由についてのみ記載します。前職分給与の合算に必要となります。

「退職」欄に記載がないと、在職者として原則「特別徴収対象者」となりますので、ご注意ください。

⑭5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号の欄

- ④摘要欄に退職手当のある配偶者、扶養親族の記載をした場合、該当の者の個人番号を記載してください（個人番号の前に（退）と記載）。

9 給与支払報告書を提出した後に退職等の異動があった場合の手続きについて

○令和7年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出した後に、退職や転勤等の異動が生じ、令和7年6月からの住民税特別徴収（給与引き去り）ができなくなった従業員がいる場合は、下記の表に従って、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。提出された「給与所得者異動届出書」により、従業員の方の住民税の徴収方法の変更手続きを行います。

退職者における令和6年度特別徴収の状況	異動届出書の種類 と 提出先 と 提出期限
① 住民税を特別徴収し、福岡市に納入している。	福岡市へ、「令和6年度分 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。 (令和7年度も同届出書に基づき、当市で切り替え処理をいたします。) ◎ 福岡市への提出期限 : 異動事由の発生した月の翌月10日
② 住民税を特別徴収し、前住所地等である他市町村に納入している。	前住所地等の他市町村へ、「令和6年度分 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を、 福岡市へ、「令和7年度分 給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。 ◎ 福岡市への提出期限 : 令和7年4月15日
③ 令和6年採用者等で、住民税を特別徴収していない。	福岡市へ、「令和7年度分 給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。 ◎ 福岡市への提出期限 : 令和7年4月15日

- ◆ 異動届を提出されないと、退職された方の特別徴収税額の決定通知書が事業所に送付されます。
- ◆ 上記①のうち、非課税で税額が通知されている方につきましても、異動届出書を提出してください。
- ◆ 転勤される方には、令和7年度の住民税を新しい勤務先で特別徴収するかを確認してください。
希望される場合は給与所得者異動届出書の「新しい勤務先」欄に記載してください。

○各種届出書のダウンロードサービス

- ・福岡市ホームページで「給与所得にかかる特別徴収についての各種届出書」のダウンロードサービスにて異動届出書や特別徴収への切替届出書等を提供しています。ご利用ください。

福岡市 特別徴収 ダウンロード

検索

10 令和6年度 特別徴収されていた従業員の方の退職時の「一括徴収」について

○令和7年1月1日から令和7年4月30日までの間に退職される場合、未徴収税額（残税額）につきましては、最後の給与や退職金等が残税額を超える場合は、最後の給与や退職金等から残税額を一括して徴収することが義務付けられていますので、一括徴収してください。一括徴収ができない場合は、その理由を異動届出書に記載してください。

- ・令和7年5月中に退職される方につきましても、令和6年度特別徴収税額の最終月分である5月分月割額までは、特別徴収を継続していただくことになります。
- ・6月1日から12月31日までの間に退職される方につきましては、本人の申出により一括徴収の方法で納入することができます。一括徴収の申出について退職される方へ周知していただき、できるだけ一括徴収の方法で納入していただきますようお願いいたします。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

本人の申出により一括して徴収することができます。
(できるだけ一括徴収をお願いします。)

最後の給与等で徴収できる場合は、残りの税額を一括して徴収することが義務付けられています。

1 1 手続きの電子化について

給与支払報告書については、電子データで提出することができます。電子申告（eLTAX）と光ディスクでの提出の2通りの方法がありますので、ご活用ください。

○電子申告（eLTAX：エルタックス）サービスについて

- ・給与支払報告書や異動届出書の提出など、特別徴収に係る手続きにつきましては、インターネットを利用した電子申告（eLTAX：エルタックス）サービスをご利用いただけます。
- ・また、給与支払報告書の提出において eLTAX をご利用いただいた場合は、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用および納税義務者用）を電子データで受領することができます。希望される場合は、eLTAX で給与支払報告書を提出する際に、受取方法を「電子データ」と選択し、必ず e-mail アドレスを登録してください。なお、年度途中での受取方法及び e-mail アドレスの変更はできません。

※e-mail アドレスの登録がない場合、電子データが送付できません。

- ・新たに電子申告を利用される事業所は、事前に（11 月末までに）eLTAX のホームページから利用届出を行っておいてください。

※特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の「電子データ（副本）」は令和 6 年度課税分から廃止になっています。

○光ディスクでの給与支払報告書提出について

- ・申請により、DVD-R などの光ディスクで給与支払報告書を提出することができます。申請書類等については、福岡市ホームページに掲載いたします。また、データの内容に不備がないか確認いただくためのチェックツールもごございますので、提出される際にはこのチェックツールにより、エラーが出ないことを確認のうえご提出ください。
- ・新たに光ディスクでの提出を始められる事業所は、テストデータを送付いただくことになります。申請のうえ、11 月末までにテストデータを法人税務課へご提出ください。

※ 前々年に税務署に提出すべきであった支払調書（給与所得の源泉徴収票等）の枚数が 100 枚以上の事業所は、給与支払報告書等を電子データ（eLTAX、光ディスク）で提出する義務がありますので、ご注意ください。

例えば、令和 5 年に税務署に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」が 100 枚以上だった場合には、令和 7 年に提出する給与支払報告書は、電子データにより提出することが義務付けられます。

○手続きの詳細については各ホームページ等をご確認ください。

・ eLTAX について 地方税共同機構

エルタックス

検索

(eLTAX ヘルプデスク 0 5 7 0 - 0 8 1 4 5 9)

・ 光ディスク等について 福岡市

福岡市 光ディスク

検索

令和7年度給与支払報告書(総括表)

(あて先) 福岡市長 令和 年 月 日 提出

前年度分の特別徴収義務者指定番号

個人番号又は法人番号	フリガナ	事業種目	受給者総人数	人
給与支払者の名称又は氏名	フリガナ	報告人員	特別徴収	人
			在職(給与引込可能)	
			普通徴収(退職者)	人
			普通徴収(退職者を除く)	人
		合計		人
所在地	〒			
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所轄税務署名		税務署
連絡者の氏名及び所属課、係名ならびに電話番号	氏名 TEL	給与の支払方法及びその期日		
開身税理士等の氏名及び電話番号	氏名 TEL	納入書の送付	必要・不要	

今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整している方の報告書がありますか。

(どちらかを囲んでください。)

ある

(該当者の摘要欄に前職分を必ず記載してください。)

合算しているものはない

《普通徴収として申請できる者》

A	退職者又は退職予定者(5月末まで)
B	給与の支払いがない月がある者
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数

※給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、A～Fまでの略号を記載し、普通徴収申請書と一緒に、右の提出方法により提出してください。

【提出方法】

総括表

個人別明細書

(特別徴収)

普通徴収申請書

個人別明細書

(普通徴収)

※一束にしてご提出ください。

市処理欄

仕切りあり・なし 普申あり・白紙・なし 2枚目あり・なし 同一義務者給報で前職記載給報あり ☐

(切り取るか、コピーして使用してください)

令和7年度
普通徴収申請書(福岡県内市町村用) 指定番号
福岡市長 宛 事業主名

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末まで)	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	人
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数 (※総括表の普通徴収人数と一致)		人

◆重要

○普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。

○上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができている場合は申請の必要はありません。

※上記要件に該当する場合に限り、申請を行ってください。普通徴収申請書が提出された場合であっても、要件に該当しないと認められる場合は、特別徴収となります。

【給与支払報告書の記載要領】

【給与支払報告書を書面で提出する場合】

○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。

なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、それぞれ中途就職退職欄や乙欄該当欄を記載することで、摘要欄への略号の記載を省略することもできます。

【給与支払報告書をeTAXや光ディスクで提出する場合】

○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック(光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力)を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に上記略号のA～Fを入力してください。

○eTAXや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。

ただし、上記の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

【共通事項】

○申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができている場合は申請の必要はありません。

○F欄は、他市町村を含む全従業員数からA～Eに該当する従業員数(他市町村を含む)を除いた人数が2人以下の場合、申請ができます。ただし、人数はこの申請書を提出する市町村に居住する従業員数を記載してください。

○一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。

※市町村により様式等が異なりますので、提出の際は各市町村ホームページ等でご確認ください。

1 8 1